

# はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれています。20世紀、人類は2度にわたり世界大戦を経験しました。多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした2つの大戦への反省から、第二次大戦後、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まりました。

「人権」とは、すべての人々がその生命と自由を確保し、幸福を追求する権利のことで、人間が人間らしく生きるため、誰もが生まれながらに持っている、とても身近で大切なもの、そしてお互いを思いやる心によって守られる権利です。

近年では、平成27年（2015年）に国連サミットで、「誰一人取り残さない」社会を目指す国際的な目標としてSDGsが採択されました。その中で、「ジェンダー平等の実現」や「人や国の不平等をなくす」などが含まれており、人権問題の解決は、SDGsの目標達成には不可欠となっています。

鹿沼市においては、国や県の人権施策の趣旨に基づき、平成19年（2007年）3月に「鹿沼市人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。翌20年（2008年）4月には「鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を定め、その方針に基づき「鹿沼市人権啓発推進総合計画」を策定し、平成30年度（2018年度）までの10年間にわたり人権施策を展開してまいりました。現在は、平成31年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの計画として策定した「第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画」を基に、様々な取り組みを実施しています。

しかし、配偶者への暴力、児童・高齢者への虐待、インターネットやSNSを悪用した個人の尊厳を踏みにじる人権侵害などが後を絶えず、計画策定後の令和2年（2020年）には新型コロナウイルス感染者に対する新たな人権侵害が発生しました。

このような時代の変化を踏まえ、人権問題解決のさらなる促進を図るため、「第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画」の見直しを図り修正いたしました。

市の花「さつき」は、一本の樹に色や柄、あるいは形の違う花が同時に咲くという珍しいもので、本市の特産品でもあります。この一本の樹を地球に例えれば、そこに咲く花々は幾種もの民族のように存在感があり、その美しさは一輪一輪の尊さを感じさせてくれます。一人一人が「さつき」を愛でるように、世界中の人々が自分と違いを持ったすべての人を尊重し愛することができたら、差別や偏見はなくなってくれるものと信じています。

今後も「笑顔あふれるやさしいまち」を目指し、「多様性を認め合い誰もが個性や能力を発揮できる社会」を鹿沼から世界へ広げられるよう、施策を展開してまいりますので、市民の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました鹿沼市人権施策推進審議会委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

令和6年（2024年）3月  
鹿沼市長 佐藤 信



# 目次

## 第1章 基本的な考え方

計画の見直しの趣旨	1
1 計画策定の背景	1
(1) 国際的な潮流	1
(2) 国及び県の動向	2
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の基本理念	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間及び見直し	6

## 第2章 人権問題の現状と課題・施策の方向

1 女性（男女の人権）	7
2 子ども	9
3 高齢者	11
4 障がいのある人	13
5 部落差別（同和問題）	15
6 外国人	17
7 感染者・患者等	19
8 インターネット等による人権侵害	21
9 災害に伴う人権問題	22
10 性的マイノリティ（性的少数者）の人権	23
11 その他の人権問題	24

## 第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 多様な機会の提供	28
(1) 就学前	28
(2) 学校等	28
(3) 家庭	29
(4) 地域社会	30
(5) 企業・職場	30
2 特定職業従事者に対する人権教育・人権啓発の推進	31
(1) 市職員	31
(2) 教職員・社会教育関係者	32
(3) 医療・保健・福祉関係者	32
(4) 消防職員	32
(5) マスメディア関係者	33

## 第4章 相談・支援体制の充実

## 第5章 計画の推進

## 参考資料 目次

## 参考資料及び用語解説（人権相談窓口：資料-39）

【本文中、※印付の用語（最初に出てきた個所のみ）については解説を掲載しています。】

巻末